別添12

年　月　日

認定申請書

　　　　　　　　大臣

住所

名称

代表者の氏名

　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第10条第１項（第２項）の規定に基づき、適合事業者の認定を受けたいので次のとおり申請します。

１　申請者に関する事項

(1)　申請者の基本的事項

|  |  |
| --- | --- |
| 名称及び代表者の氏名 |  |
| 住所 |  |
| 設立準拠法国等 |  |
| 主な事業内容 |  |

(2)　申請者の総株主等の議決権の５％超を直接に保有する者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名称又は氏名 | 設立準拠法国等又は国籍等 | 議決権保有割合（％）（確認した年月日） |
| ① |  |  |  |
| ② |  |  |  |
| ③ |  |  |  |
| ④ |  |  |  |
| ⑤ |  |  |  |
| ⑥ |  |  |  |
| ⑦ |  |  |  |
| ⑧ |  |  |  |
| ⑨ |  |  |  |
| ⑩ |  |  |  |

（注）

１．議決権保有割合は、申請の日の前６月以内の日における最新の総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第３位を四捨五入して記載し、又は記録すること。

２．「設立準拠法国等又は国籍等」の欄には、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を、個人である場合には当該個人の国籍等（国籍又は国籍に準ずるものをいう。以下同じ。）を記載し、又は記録すること。

３．持分の定めがない法人については、記入不要。

（留意事項）

１．議決権保有割合が、５％超10％未満であった者が新たに10％以上を保有することになった場合又は10％超15％未満であった者が新たに15％以上を保有することになった場合には、改めて申請すること。

(3)　申請者の役員

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 生年月日 | 国籍等 | 帰化歴の有無 |
| ① |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |
| ④ |  |  |  |  |
| ⑤ |  |  |  |  |
| ⑥ |  |  |  |  |
| ⑦ |  |  |  |  |
| ⑧ |  |  |  |  |
| ⑨ |  |  |  |  |
| ⑩ |  |  |  |  |

※「帰化歴の有無」の欄を「有」とした場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 帰化年月日 | 元国籍 | 帰化時の住所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）

１．「役員」とは、次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。

・株式会社　　取締役（指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）

・持分会社　　業務を執行する社員

・一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合　　理事

・組合　　組合員

・その他の法人等　　上記に準ずる者

２．「帰化歴の有無」の欄を「有」とした場合は、当該者について、「番号」（①等）、「帰化年月日」、「元国籍」、「帰化時の住所」の欄も記載し、又は記録すること。

(4)　申請者における外国との取引に係る売上高の割合

|  |  |
| --- | --- |
| 該当の有無 |  |
| 期間 | 　　　　　　　　　　～　　　　　　　までの３年間 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業年度 | 外国政府、外国事業者等の名称 | 設立準拠法国等又は国籍等 | 割合（％） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）

１．申請の日の２月前の日以前に終了した直近の３事業年度のうち、いずれか１の事業年度における申請者の売上高の総額のうち、同一の国又は地域に属する外国政府（国際機関を含む）、外国事業者等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の50以上である場合は「該当あり」に印を付け、当該国又は地域に属する外国政府、外国事業者等との取引に係る売上高の割合についてそれぞれ記載し、又は記録すること。それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

２．「設立準拠法国等又は国籍等」の欄には、外国政府の場合は当該国の名称を、外国事業者である場合には当該法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載し、又は記録すること。

２　重要経済安保情報の保護・管理（以下「情報保全」という。）に責任を持つ者（以下「保護責任者」という。）に関する事項

(1)　保護責任者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 国籍等 |  |
| 役職 |  |
| 職責 |  |

(2)　実施体制

|  |
| --- |
| （実施体制図） |

（注）

重要経済安保情報の保護・管理に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の指名・役職・役割分担等を図などを活用して記載し、又は記録すること。

３　情報保全に係る規程・教育に関する事項

(1)　情報保全に係る規程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 規程名 | 策定状況 |
| ① |  |  |
| ② |  |  |
| ③ |  |  |
| ④ |  |  |
| ⑤ |  |  |

（注）

１．情報保全に係る規程が整備されていない場合は、規程案について記載し、又は記録すること。その際には、「策定状況」の欄に内部決裁の状況を記載し、又は記録すること。

２．規程には、第５章第１節２（２）①～⑭に掲げる項目が全て含まれていること。

３．規程又は規程案を、本申請書に添付すること。

(2)　教育実施計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 実施時期 | 教育項目 | 実施場所 | 教育対象者 | 教育実施者 |
| ① |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |

(3)　教育体制

|  |  |
| --- | --- |
| 情報保全教育の担当部署 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 情報保全教育実施者 | 役職 | 情報保全業務の経験等 | 情報保全教育の受講実績 |
| ① |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |

（注）

１．「情報保全業務の経験等」の欄には、「令和〇年〇月から令和〇年〇月まで重要経済安保情報の業務管理者」、「情報保全業務の経験なし」等を具体的に記載し、又は記録すること。特定秘密の保全業務の経験等がある場合は、当該経験等についても記載し、又は記録すること。

２．「情報保全教育の受講実績」の欄には、「令和〇年〇月〇日に情報保全教育受講済」、「令和〇年〇月に情報保全教育を受講予定」等を具体的に記載し、又は記録すること。特定秘密の保全教育の受講実績がある場合は、当該受講実績についても記載し、又は記録すること。

４　重要経済安保情報を取り扱う場所に関する事項

①

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）情報を取り扱う場所 | 施設名 |  |
| 住所 |  |
| 所属する部署 |  |
| 所属する部署の業務 |  |
| 情報を取り扱う区画 |  |
| 用途 |  |
| 備えている設備 | 天井・壁・床 |  |
| 出入口 |  |
| 扉 |  |
| 窓 |  |
| 開口部 |  |
| 錠 |  |
| 警報装置 |  |
| 外柵 |  |
| 保管容器 |  |
| 電子計算機 |  |
| 管理方法 |  |
| （２）各区画において情報保全業務を管理する者 | 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 国籍等 |  |
| 役職 |  |
| 職責 |  |

②

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）情報を取り扱う場所 | 施設名 |  |
| 住所 |  |
| 所属する部署 |  |
| 所属する部署の業務 |  |
| 情報を取り扱う区画 |  |
| 用途 |  |
| 備えている設備 | 天井・壁・床 |  |
| 出入口 |  |
| 扉 |  |
| 窓 |  |
| 開口部 |  |
| 錠 |  |
| 警報装置 |  |
| 外柵 |  |
| 保管容器 |  |
| 電子計算機 |  |
| 管理方法 |  |
| （２）各区画において情報保全業務を管理する者 | 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 国籍等 |  |
| 役職 |  |
| 職責 |  |

（注）

１．保管を用途とする場合、「備えている設備」は、不法侵入、破壊、盗視及び盗聴ができないように十分に配慮されていること。

２．閲覧のみを用途とする場合、「備えている設備」は、重要経済安保情報の閲覧時に不法侵入、破壊、盗視及び盗聴ができないように十分に配慮されていること。

注　・　欄が足りない場合は、必要に応じて行を追加すること。

・　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。